

町名変更の手續に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の規定により本市の町の名称を変更（住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2の規定による変更を除く。）しようとする場合の手續きに関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町名変更 本市の区域内の町の名称（読み方を含む。）を変更することをいう。
- (2) 地域住民 当該区域内の町に住所を有する者をいう。
- (3) 町内会・自治会 一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っているものと認められるものをいう。

(町名変更の求め)

第3条 地域住民は、市長に対して当該地域の町名変更を求めるときは、次に掲げる事項を満たすよう努めるものとする。

- (1) 町内会・自治会の総会等において町名変更に係る決議を得ること
- (2) 当該区域の地域住民及び事業者に対して、町名変更に係る周知を図り、当該地域住民の一定程度の同意を得ること
- (3) 当該区域において、町名変更の求めに対する顕著な反対運動等が認められないこと

2 前項の町名変更の求めは、趣旨及び理由等を記した町名変更要望書（第1号様式）に、同項第1号及び第2号の事項を証する書面を添付して行わなければならない。

(適否の通知)

第4条 市長は、前条の規定による町名変更の求めを受けた場合は、必要な調査を行うとともに、住居表示懇談会の委員の意見を聴き、当該町名変更の適否について地域住民に

通知するものとする。

2 前項の通知は、町名変更適否通知書（第2号様式）によるものとする。

附 則

この要領は、平成30年5月7日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

川崎市長

町名変更要望書

町名変更の手続に関する事務取扱要領第3条の規定に基づき、次のとおり要望いたしますのでよろしくお取り計らい願います。

1 要望の趣旨

2 要望の理由

3 要望への反対運動等の有無

有

無

4 添付書類

(1) 町内会（自治会）総会の議事録の写し等

(2) 署名、配布・掲示したチラシ等

第2号様式

川 第 号

年 月 日

様

川崎市長

町名変更適否通知書

年 月 日付けで要望のありました町名変更について、次のとおり適否を通知いたします。

結果

適している

適していない

理由（適していない場合）